

令和6年度岡山県医療機関食材料費高騰対策支援金

Q & A

1. 支援金について

Q. 1 この支援金の目的は何ですか。

物価高騰の長期化を受け、医療機関において、患者に提供する食事に係る食材料費の負担が増大している一方で、公的価格により運営されているために、追加的に生じた負担を患者に転嫁できないことから、支援金を支給し、安全・安心で質の高いサービスや医療の提供、公衆衛生の維持を図るものです。

Q. 2 支給額はいくらになりますか。

医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可病床(令和6年4月1日現在)1床当たり、一律3,200円です。

Q. 3 支給された支援金の用途制限はありますか。

実績報告等の必要はありませんが、患者に提供する食事に係る経費に充当してください。

Q. 4 支援金は税の対象となりますか。

対象となります。詳しくは、税務署等にお問い合わせください。

2. 支給対象施設について

Q. 5 どのような施設が対象となりますか。

以下の2点をいずれも満たす医療機関が対象となります。

- ・ 岡山県内に所在し、入院患者に食事を提供する病院又は有床診療所(ただし、国、県又は市町村が普通会計で設置し運営する施設を除く。)であって、地方厚生(支)局長による保険医療機関の指定を受けているもの
- ・ 令和6年4月1日以前に運営を開始し、令和6年5月31日時点で運営を継続しており、今後も事業を継続する意思があるもの

なお、以下のものは対象となりません。

- ①地方厚生（支）局長による保険医療機関の指定を受けていないもの
- ②令和6年4月2日以降に運営を開始したもの
- ③令和6年4月1日時点で休止中のもの、廃止予定のあるもの、又は入院患者への食事提供を行っていないもの
- ④国、県又は市町村が普通会計で設置し運営するもの
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ⑥申請日において県税に滞納がある者
- ⑦上記のほか、本支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認めたもの

Q. 6 現在は岡山県内に医療機関を開設していますが、近く廃業を予定しています。この場合は、支援金の支給対象となりますか。

支援金の支給は、申請日時点で、引き続き岡山県内で事業を継続する意思があることを前提としていますので、対象となりません。

ただし、申請後、予期していなかった理由により廃業、休止となった場合には返還の必要はありません。

Q. 7 岡山県内にある医療機関で、設置法人の主たる事務所が県外にある場合は対象になりますか。

岡山県内に所在する医療機関を対象に支援金を支給します。

3. 申請方法について

Q. 8 申請の受付期間はいつまでですか。また支援金の支給はいつですか。

申請の受付期間は、令和6年6月3日(月)から令和6年7月2日(火)までです。必ず期限内に申請してください。

また、支援金の支給は、受付期間終了後、審査を終えたものから順次行います。審査から支払いまで概ね1か月程度を予定していますが、申請不備などにより、修正や確認に時間を要した場合は、さらに時間を要する場合があります。

Q. 9 申請の手続は、どのようにすればよいですか。

申請手続は、原則として電子申請でお願いします。

電子申請が困難な場合には、郵送での申請も受け付けますが、持参はご遠慮ください。

なお、受付状況のお問い合わせには、対応いたしかねますので、受付の確認を希望される場合には、電子申請又は配達記録の残る郵送手段をご利用ください。

○電子申請での申請の場合

下記URL又はQRコードよりアクセスの上、申請してください。

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=37699
(申請期限：7月2日(火) 23:59)

【QRコード】



○郵送での申請の場合

【提出先】〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健医療部医療推進課医事班

「食材料費高騰対策支援金」担当 あて

(申請期限：7月2日(火)の消印有効)

○問い合わせ先

岡山県保健医療部医療推進課医事班(板谷)

<電話番号> 086-226-7403

<受付時間> 午前9時～午後5時(平日12:00～13:00、土日祝を除く)

<Eメール> iryo@pref.okayama.lg.jp

Q.10 申請に必要な書類は何ですか。

以下の2種類の書類を提出してください。

①申請書兼請求書（別紙様式）

②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

※通帳表紙と通帳の2ページ目（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の3ページ目（店名・店番、口座番号）の写しも添付してください。

※電子申請の場合は、PDFファイル又は写真データを添付してください。

Q.11 支援金の申請案内が届いていません。

令和6年5月下旬に、支援金のご案内等を各対象医療機関あてに発送しています。令和6年5月31日までにお手元に届いていない場合は、Q9のお問い合わせ先に、ご連絡ください。

なお、支援金のご案内や申請書様式は、以下の県ホームページで公開しており、ダウンロードしてご利用いただくこともできます。

（県ホームページアドレス）

ホーム＞組織で探す＞保健医療部＞医療推進課＞令和6年度医療施設食材料費高騰対策支援金について

【URL】

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/915663.html>

Q.12 支援金振込口座の通帳がない場合はどうすれば良いですか。

口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義がわかるもので、金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳の写し等を提出してください。